**登野城小学校創立140周年記念事業期成会規約**

（名称）

第1条　本会は、登野城小学校創立140周年記念事業期成会（以下「本会」とする）と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務所を登野城小学校に置く。なお、所在地は石垣市字登野城290番地とする。

（目的）

第3条　本会は、登野城小学校創立140周年を祝うとともに、これまでの歴史と伝統の意義あらしめ、かつ本校の限りない発展に寄与するため記念式典並びに記念事業を企画し、その達成を図ることを目的とする。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)式典並びに記念事業の企画と運営

(2)記念事業に関する募金

(3)その他、本会の目的を達成するために関連または付随する事業

（会員及び組織）

第5条　本会は、本校PTA役員、歴代校長、歴代PTA会長、卒業生、在校生保護者を会員とする。また、本会の主旨に賛同する者をもって構成する。

（役員）

第6条　本会に次の役員を置く。

(1)会長　　　　　　　　　1名

(2)副会長　　　　　　　　若干名

(3)監事　　　　　　　　　2名

(4)事務局長　　　　　　　1名

(5)事務局次長　　　　　　4名

(6)会計　　　　　　　　　2名

(7)総務委員長　　　　　　1名

(8)募金委員長　　　　　　1名

(9)事業推進委員長　　　　1名

(10)記念誌作成委員長　 　1名

(11)顧問　　　　　　　　若干名

（委　員）

第7条　本会の次の委員会を置く。

(1)総務委員会

(2)募金委員会

(3)事業推進委員会

（役員の選出）

第8条　会長及び副会長は、総会にて選出する。

2　監事及び事務局長、事務局次長、会計、総務委員長、募金委員長、事業推進委員長、顧問は会長が委嘱する。

（任務及び任期）

第9条　役員の任務は次のとおりとする。

(1)会長は、会を代表して会務を総括し、会議の議長となる

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。また、副会長は事務局、総務委員会、募金委員会、事業推進員会の事務調整担当を担う

(3)監事は、本会の会計を監査し、その適正を期す

(4)事務局長は、本会の事務を総括し、各委員会の調整を行う

(5)事務局次長は、事務局長を補佐し、庶務・会計の調整を行う

(6)会計は、本会の金品の出納事務にあたる

(7)各委員会委員長は、当該委員会の企画運営にあたる

(8)顧問は、会の企画運営について指導助言を行う

2　本会の役員任期は、本会の解散までとする。補欠により就任した役員の任期も同様とする。

（総会の構成）

第10条　本会総会は、設立総会、臨時総会及び解散総会とする。

2　総会は、第5条の会員をもって構成する。

（召集）

第11条　総会は、必要に応じ、会長が召集する。

（審議事項）

第12条　総会での審議事項は次のとおりとする。

(1)規約の制定及び改廃に関する事項

(2)事業計画に関する事項

(3)予算及び決算に関する事項

(4)その他、総会で審議することが妥当であると、会長又は役員会が判断した事項

（決議方法）

第13条　総会での決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の裁定による。また、総会を開くことが困難な場合は、役員会の判断により書面決議を行うことができる。

（構成）

第14条　役員会は、正副会長、学校長、現PTA会長、事務局長、事務局次長及び各委員長をもって構成する。

（運営）

第15条　総会で承認された事業を推進するにあたり、会長が必要に応じ召集する。

2　緊急を要する場合は、第12条各号に掲げる事項ついて、役員会で議決することができる。但し、議決した内容は総会において報告しなければならない。

（決議）

第16条　役員会での議決は、出席者の過半数とする。可否同数の場合は会長の裁定による。

**第6章　委員会**

（構成）

第17条　委員会は、正副委員長、会長、副会長（事務調整担当）、事務局長、事務局次長並びに委員をもって構成する。

2　委員会において副委員長を2名選任する。但し、現PTAの専門委員長とOB会員各1名で構成するよう努めること。

3　委員会に必要に応じて、学校長、現PTA会長の出席をもとめることができる。

（任務）

第18条　委員会は、各委員長が召集し、任務は次のとおりとする。

(1)総務委員会は、式典並びに記念事業の計画、表彰、その他、他の委員会に属さない事項に関すること。

(2)募金委員会は、募金方法の企画、趣意書の発送（配布）、募金の実施に関すると。

(3)事業推進委員会は、記念事業として承認された内容の遂行に関すること。

2　各委員会の任務について疑義が生じた場合は、会長が判断、裁定する。

（経費）

第19条　本会の経費は、負担金(現PTA会員)、寄付金、その他の収入をもって充てる。

（会計事務）

第20条　本会の会計事務は、会計と事務局で行う。

2　業務は、解散総会で、決算承認が得られるまでとする。

3　本会の会計に次の帳簿を備える。

(1)規約

(2)役員名簿

(3)事業計画及び予算並びに決算書

(4)寄付者名簿

(5)金銭出納簿

(6)証憑書類

(7)その他必要な書類

（解散）

第21条　本会は、解散総会で事業報告、決算報告をし、承認を得て解散する。

（財産の処分）

第23条　本会に残余財産が生じた場合は、本校PTAに創立記念事業特別会計を設け、繰り入れるものとする。

2　特別会計における運用規程は別途、会長が定める。

（表彰）

第24条　本会に、表彰規程を別に定める。表彰規程は、総務委員会で案を作成し、役員会で承認を得る。

（委任）

第25条　規約に特に定めのない事項については、会長が役員会に図り別に定めるものとする。

　　　附　則

　この規約は令和3年7月14日から施行し、解散総会をもってその効力を失う。

第6条関係役員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役　　職 | | 氏　　　名 | 備　　考 |
| 顧　問 | | 平　田　勝　男 |  |
| 顧　問 | | 棚　原　広　幸 | 学校長 |
| 会　長 | | 砂　川　栄　秀 |  |
| 副会長 | | 前　泊　正　人 | 募金担当 |
| 副会長 | | 渡嘉敷　信　晃 | 総務担当 |
| 副会長 | | 宮　良　正　行 | 事務担当 |
| 副会長 | | 金　城　功　師 | 募金担当 |
| 副会長 | | 上　野　哲　男 | 事業推進担当 |
| 事  務 | 事務局長 | 伊良皆　　　誠 |  |
| 事務局次長 | 石　垣　能　正 |  |
| 事務局次長 | 宝　園　博　之 |  |
| 事務局次長 | 伊　波　勇　史 | 会計担当 |
| 総    　務 | 総務委員長 | 宮　良　　　諒 |  |
| 総務副委員長 | 後　呂　仁　紀 |  |
| 総務副委員長 | 川　邊　孝　子 |  |
| ＰＴＡ総務委員会 |  |  |
| 募  金 | 募金委員長 | 高　島　好　勝 |  |
| 募金副委員長 | 新　良　和　人 |  |
| 募金副委員長 | 横　山　　　忍 |  |
| ＰＴＡ広報委員会 |  |  |
| 事  業 | 事業推進委員長 | 上　原　　　謙 |  |
| 事業推進副委員長 | 金　城　啓　介 |  |
| 事業推進副委員長 | 請　盛　文　野 |  |
| ＰＴＡ環境整備委員会 |  |  |
| ＰＴＡ文化スポーツ委員会 |  |  |
| 監　事 | | 砂　川　菜保子 |  |
| 監　事 | | 宮　良　善　起 |  |
| 会　計 | | 高　良　音　絵 |  |
| 会　計 | | 村　山　　　蘭 |  |